

平成 24 年 3 月

(第 2 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 平成24年 3 月12日 午後 2 時
閉 会 平成24年 3 月12日 午後 3 時30分

2 出席委員

大 橋 委 員 長 冷 泉 委 員 畑 委 員
谷 口 委 員 平 塚 委 員 田 原 教 育 長

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

宮 野	教育次長	橋 本	管理部長
永 野	指導部長	小 橋	教育企画監
大 谷	総務企画課長	西 村	教職員課長
田 中	学校教育課長	藤 井	高校教育課長
渡 邊	保健体育課長	丸 川	社会教育課長
磯 野	文化財保護課長	角 南	総合教育センター所長
和田野	総務企画課参事	奥 田	総務企画課副課長
岡 田	総務企画課副主査	西 本	総務企画課主事

5 議事の概要

(1) 開会

委員長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

ア 2月分2回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 「土曜日を活用した教育の在り方実践研究事業」に係る研究指定校の決定について

【総務企画課長の報告】

- 土曜日を活用した教育の在り方について、2月7日に検討会議から「まとめ」が提出されたが、平成24年度は実践研究校を指定して、学校・家庭・地域社会でどのように教育を行うのか具体的に検討する。
- 研究指定校は、5市3町（小学校16校、中学校6校）及び府立高校5校とし、取組について報告・意見交換を行うとともに、庁内で調整会議を開催して研究を進める。

イ 平成24年度全国学力・学習状況調査の実施について

【学校教育課長の報告】

- 平成24年度全国学力・学習状況調査は小学校第6学年及び中学校第3学年の児童生徒を対象に平成24年4月17日に実施される。
- 「教科に関する調査」については、従来の国語、算数・数学に加え、新たに理科を調査対象に加えるとともに、「質問紙調査」は生活習慣や学習環境に関する調査を従来どおり実施する。
- 小学校では府内240校のうち208校（抽出調査82校、利用希望校126校）、中学校では府内102校のうち93校（抽出調査56校、利用希望校37校）で実施が予定されている。未実施の学校では、市販等の学力診断テストを実施していることから、併せて実施しないものである。

【質疑応答】（○：委員、◇：事務局）

- 利用希望する学校（抽出調査校でない学校）の調査結果は、全国の調査結果には反映されないのか。
- ◇ 利用希望校の調査結果は反映されない。
- 市町（組合）教育委員会が利用希望校の調査結果を聞くことがあるか。
- ◇ それぞれ教育委員会毎に対応されている。
- 府教委としての対応はあるのか。
- ◇ 利用希望校の調査結果だけの対応は行っていないが、新たに調査される理科については、全国や京都府の調査結果を各校に情報提供し各学校での課題分析

に役立てていただくようお願いしている。

- 抽出校はどのように決めているのか。
- ◇ 文部科学省が学校規模のバランスを考慮して抽出校を決定しているが、京都府の中学校の抽出率は全国平均よりも高くなっている。
- 抽出調査を希望する学校は、校長の希望によるものか、市町（組合）教育委員会の希望によるものか。
- ◇ 市町（組合）教育委員会が希望する場合や、小中学校が希望する場合など、地域によってそれぞれである。

ウ 「算数・数学ナビつ〜る」の配付について

【総合教育センター所長の報告】

総合教育センターが開発した算数・数学の学習問題データベースソフトの概要について説明。

- 総合教育センターでは、3年前から小学校の算数で活用できるソフトの開発を行い、平成22年7月に小学校の試作版を作成した。
- 平成23年度からは文部科学省の交付金を活用して、中学校の問題については京都教育大学に、ソフト開発については啓林館にそれぞれ委託して、小・中学校9年間の学習問題のデータベースソフト「算数・数学ナビつ〜る」を開発した。
- このソフトを使い、授業や振り返り学習「ふりスタ」などで基礎基本の定着を図るために活用するとともに、京都府公立高校の過去の入試問題も収録するなど、児童生徒の進路実現のためにも役立つ内容となっている。
- 都道府県・市町村レベルでは初めての取組であり、京都市を除く府内小・中学校や市町村教育委員会に配布し、活用していただく予定である。

【質疑応答】（○：委員、◇：事務局）

- 学習問題はプリントアウトして活用するのか。
- ◇ コンピュータ上で学習できるシステムとなっているが、コンピュータが無くてもプリントアウトして学習することができる。
- 先生方には一人一台のコンピュータが準備されているのか。
- ◇ IT化が進められているが、小・中学校ではそれぞれの市町村によって状況が違う。仮に個人にコンピュータが配備されていない場合でも、学校に一台あれば活用することはできる。
- 今の時代なら一人一台は必要である。
- 小学校1年生からコンピュータを必修とさせることについては、子どもたちの発達にとって問題があるのではないかと感じる。
- 京都府で作成した素晴らしいツールを京都市教育委員会に配ることはできないのか。
- 国の交付金を活用して作成したツールなら、京都市に留まらず、他府県にも広くアピールしてはどうか。
- ◇ 府市が協力してソフトを作成できれば一番良いが、京都市教育委員会が必要であると認められる場合は提供したい。

エ 京都市立少年自然の家の今後のあり方について

【社会教育課長の報告】

- 京都府立少年自然の家の今後のあり方については、社会教育委員会議でのまとめを受けて、2月19日（南山城少年自然の家）及び2月26日（るり溪少年自然の家）に府民説明会を開催した。
- 府民説明会では、①南山城少年自然の家が廃止になる場合でも利用者によっては次の代替施設の検討もあり、一定期間の猶予がほしい、②代替施設の情報提供をお願いしたい、③少年自然の家がるり溪の1カ所になった場合、予約が取りにくくなると考えられるので配慮して欲しい、などの意見があげられた。
- 今後は、3月16日の文教常任委員会で意見をいただくとともに、京都府社会教育委員会議のまとめ、府民サービス等改革検討委員会の検証結果、京都府監査委員会での意見などを総合的に勘案していただき、次回教育委員会で方向性を決定していただければと考えている。

【委員の意見等】

- 南山城少年自然の家のボランティア（カヌーの指導）機能の継続・発展利用の方法についても検討をお願いしたい。

オ 平成23年度京都府登録文化財の登録について

【文化財保護課長の報告】

- 京都府登録文化財3件（建造物1件、美術工芸品1件、史跡名勝天然記念物1件）について、教育長の専決を行った旨説明。
- 建造物は、舞鶴地域の曹洞宗の中心的寺院である「桂林寺」であり、京都府内曹洞宗の本堂の中で、大規模かつ建立時代の分かる重要な建造物である。
 - 美術工芸品は、昭和2年3月7日に京丹後市を中心に発生した北丹後地震の直後に京都府職員により撮影された「北丹後地震写真ガラス乾板」であり、被災写真（原板）は府の震災の記録として貴重な資料である。
 - 「寂照院」のモウソウチク林は、中国からもたらされたとの伝承があり、古くからの竹の産地として知られている乙訓地域の歴史や竹の栽培など植生史を考える上で記念となる場所として評価されたものである。

【質疑応答】（○：委員、◇：事務局）

- 北丹後地震のガラス乾板について、できる限り地元で管理できるよう、設備の整備等も進めていただきたい。
- ◇ ガラス乾板については、かなり早い段階から博物館に預けたこともあるが、丹後郷土資料館で活用もできるよう考えたい。

(4) 議決事項

ア 第6号議案 京都府教育財産取扱規則の一部を改正する規則の制定について

【保健体育課長の説明】

- 京都府では、昭和54年から府立学校の体育施設及び設備を府民に開放する、「府立学校開放事業」を実施し、府内の生涯スポーツの振興を図ってきた。
- この事業は年間1万6千人が利用する府民に定着した事業であるが、学校が地域の実情に併せて開放を行っており、許可権限を教育長から学校長に移すことにより、事務の簡素化にもつながるものと考えている。

【質疑応答】（○：委員、◇：事務局）

- 学校の体育施設を使用する許可権限を校長に移すことで効果はあるのか。
- ◇ これまでは、利用者が学校に施設の利用を申し出た後、教育委員会が申請を受け付けて許可していたが、許可権限を校長に移すことにより、学校長の判断により許可することができるようになり、事務の大幅な簡素化につながる。
- 学校施設を利用する場合の利用料の取扱いはどうなっているのか。
- ◇ 施設使用料は無料である。

[原案どおり可決。]

イ 第7号議案 京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部を改正する規則の制定について

【高校教育課長の説明】

府立向陽高等学校、府立南丹高等学校及び府立豊学校の学科の廃止に伴い、京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則について所要の改正を行うものである旨を説明。

- 府立向陽高等学校については、隣接する府立乙訓高等学校のスポーツ健康科学科の新設（平成22年度から）に伴い、普通科第Ⅲ類を平成22年度から募集停止としており、平成24年度から廃止するものである。
- 府立南丹高等学校については、平成16年度から総合学科を新設したことに伴い、第Ⅱ類文理系を平成22年度から募集停止としており、平成24年度から廃止するものである。
- 府立豊学校高等部の産業工芸科、デザイン科、色染科及び被服科については、平成23年度から募集停止としているが、平成22年度から入学者がいなかったことから平成24年度から廃止するものである。

[原案どおり可決。]

ウ 第8号議案 平成23年度京都府指定等文化財の指定等について

【文化財保護課長の説明】

京都府文化財保護条例の規定に基づき、京都府指定文化財の指定（建造物1件、美術工芸品3件）及び京都府選定文化的景観（1件）を選定する旨を説明。

- 指定文化財では、建造物は「吉田神社本殿他9棟」であり、美術工芸品は、①昨年世界遺産に登録された中国浙江省杭州の西湖を描いた水墨画「紙本墨画西湖図」、②亀岡市の無量寺に伝わる菩薩立像（10世紀後半の制作）、③室町・戦国時代に活躍した国人狛氏に関する古文書「狛文書」、の3件である。
- 文化的景観の選定では、大正・昭和の2度の大規模地震の被害を受けながらも、短冊形の歴史的な地割を踏襲して歴史的街なみが継承されている「久美浜湾沿岸の商家建築群と街なみ景観」である。

【質疑応答】（○：委員、◇：事務局）

- 吉田神社は19世紀に建て替えられたとあるが、火災によるものか。
- ◇ 過去に火災に何度も遭っている。建物自体は当初考えられていたよりも新しいが、構造形式については、春日大社（奈良市）の構造形式とほぼ同じもので

あり、文化財的価値は指定に値するものであると判断した。

[原案どおり可決。]

エ 第9号議案 京都府公立学校退職教職員表彰の受賞者の決定について【非公開】

[原案どおり可決。]

オ 第10号議案 京都府産業教育審議会委員の委嘱について【非公開】

[原案どおり可決。]

カ 第11号議案 京都府文化財保護審議会委員の委嘱について【非公開】

[原案どおり可決。]

キ 第12号議案 平成24年度京都府教科用図書選定審議会委員の委嘱について【非公開】

[原案どおり可決。]

ク 第13号議案 京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則の制定について【非公開】

[原案どおり可決。]

ケ 第14号議案 平成24年度府立学校校長・副校長の人事異動について【非公開】

[原案どおり可決。]

コ 第15号議案 教育委員会事務局等管理職の人事異動について【非公開】

[原案どおり可決。]

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項(第9号議案から第15号議案)について、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決。

(6) 閉会

委員長が閉会を宣告

署 名

大 橋 委 員 長

冷 泉 委 員

畑 委 員

谷 口 委 員

平 塚 委 員

田 原 教 育 長

事 務 局 職 員